

議案第4号

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000円」を「392,000円」に、「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を「492,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第8条第1項中「及び第21条」を削り、同条第2項中「第3条第1項及び」を削り、「20条第2項」の次に「及び第21条第2項」を加え、「給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」とし、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下

「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例は、令和6年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例(以下「改正前の任期付職員条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の支給日の特例)

第3条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正後の任期付職員条例の規定により支給する期末手当(改正前の任期付職員条例の規定により支給した額と改正後の任期付職員条例の規定により支給する額との差額に限る。)を支給する日については、阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年阿見町条例第号)の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の適用を受ける職員の例による。

(町規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

【第 1 条 関係】 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000円</u></td></tr></table> 2～4 （略） (給与条例の適用除外等) 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	号給	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000円</u></td></tr></table> 2～4 （略） (給与条例の適用除外等) 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	号給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>440,000円</u>	3	<u>492,000円</u>	
号給	給料月額																	
1	<u>380,000円</u>																	
2	<u>427,000円</u>																	
3	<u>477,000円</u>																	
号給	給料月額																	
1	<u>392,000円</u>																	
2	<u>440,000円</u>																	
3	<u>492,000円</u>																	

【第2条関係】阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(給与に関する特例) 第7条 (略) <u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、町規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 阿見町職員の給与に関する条例（昭和32年阿見町条例第67号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第12条の2まで<u>及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第3条第1項及び</u>第20条第2項の規定の適用については、<u>給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「、退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>	(給与に関する特例) 第7条 (略) <u>3 前項</u>の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 阿見町職員の給与に関する条例（昭和32年阿見町条例第67号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第12条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項<u>及び第21条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」とし、<u>給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u>	

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正案についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 7 条第 1 項

給料表

号給	給料月額
1	380,000 円 → <u>392,000 円</u>
2	427,000 円 → <u>440,000 円</u>
3	477,000 円 → <u>492,000 円</u>

(2) 第 8 条第 2 項

期末手当の基本支給率

6 月 : 170/100 12 月 : 170/100 → 6 月 : 170/100 12 月 : 175/100

第 2 条

本則

(1) 第 7 条

特定任期付職員業績手当の廃止

(2) 第 8 条第 2 項

期末手当支給率

6 月 : 170/100 12 月 : 175/100 → 6 月 : 95.0/100 12 月 : 95.0/100

勤勉手当支給率

6 月 : 87.5/100 12 月 : 87.5/100

改正附則

第 1 条 (施行期日等)

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定 (給料表) は、令和 6 年 4 月 1 日から適用

第 3 項 第 1 条の規定 (期末手当) は、令和 6 年 12 月 1 日から適用

第 2 条 (給与の内払)

第 1 項 改正前の給与は、改正後の給与の内払とみなす

第 3 条 (期末手当の支給日の特例)

第 1 項 改正前と改正後の期末手当の差額は、規定にかかわらず別に定める日に支給する

第 4 条 (町規則への委任)

第 1 項 その他必要な事項は、規則へ委任する